

目 次

全日本不動産政治連盟神奈川県本部

会則	1
会則施行規則	10

全日本不動産政治連盟神奈川県本部

会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 当本部は、全日本不動産政治連盟神奈川県本部という。

(略称 日政連神奈川県本部。以下「当本部」という。)

(事務所)

第2条 当本部の管轄区域は、神奈川県全域とし、事務所を横浜市に置く。

(目的)

第3条 当本部は不動産業者の政治意識を高揚し、不動産取引業制度の確立及び権益を擁護し、国民生活の向上と健全なる議会政治体制の強化を図ることを目的とする日政連の下部組織として活動すると共に、地方行政機関及び議会に対し、宅建業者の権益擁護のために建議、建策することを目的とする。

(事業)

第4条 当本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産取引業者の地位の向上のための諸施策
- (2) 政治経済の研究に関する事業
- (3) 政治資金規正法に基づく積極的な政治活動
- (4) 前各号のほか、当本部の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 当本部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部に所属する宅地建物取引業者の代表者個人
- (2) 賛助会員 当本部の趣旨、目的に賛同する者（法人にあってはその代表者個人）

(入会金及び会費)

第6条 会員は、次に定める入会金及び会費を当本部に納入しなければならない。

(1) 入会金	50,000円
(2) 会費(年額)	
正会員	5,000円
賛助会員	5,000円

第2章 執行機関

(役員)

第7条 当本部に次の役員を置く。

(1) 本部長	1名
(2) 副本部長	3名以内
(3) 幹事長	1名
(4) 支部長	7名
(5) 会計責任者	1名
(6) 会計責任者職務代行者	1名
(7) 幹事	35名以上43名以内 (本部長・副本部長・幹事長・支部長・会計責任者・会計責任者職務代行者を含む)
(8) 監査役	2名又は3名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本部長	当本部を代表し会務を総理する。
(2) 副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行し、欠員のときはその職務を代理する。
(3) 幹事長	本部長を補佐し、会務を執行する。
(4) 支部長	支部を代表し、区域内の会務を執行する。
(5) 会計責任者	政治資金規正法に基づく会計業務を行う。

- (6) 会計責任者職務代行者 会計責任者を補佐し、会計責任者に事故あるときはその職務を代行する。
- (7) 幹 事 幹事会を構成し、当県本部の執行事業を決する。
- (8) 監 査 役 会計及び業務の状況を監査する。

(幹事及び監査役)

第9条 幹事及び監査役は正会員のうちから当本部大会で選出する。

- (1) 幹事の互選により本部長・副本部長・幹事長・会計責任者・会計責任者職務代行者を選任する。
- (2) 幹事及び監査役は、相互にこれを兼ねることができない。

(幹事会の構成)

第10条 当本部の役員会は、幹事会と称する。

- (1) 幹事会は、本部長・副本部長・幹事長・幹事・支部長・会計責任者・会計責任者職務代行者をもって構成する。
- (2) 本部長は必要に応じ幹事会を招集することができる。
- (3) 本部長は幹事会に監査役を同席させ、その意見を求めることができる。
- (4) 幹事会は委任を含み定数の過半数の出席者を以て成立とする。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、就任後、第2回目の年次大会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、他の役員任期の残存期間と同一とする。
- 3 役員が任期満了又は辞任により退任した場合において、当該役員定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでその職務を行う。

(幹事会の議決事項)

第12条 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 監査報告
- (3) 活動方針及び収支予算
- (4) 国及び地方選挙の立候補の推薦に関する事項
- (5) 陳情、請願に関する事項
- (6) 大会決議事項
- (7) その他当本部の重要事項

(相談役)

第13条 当本部に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、原則として当本部の役員経験者で功労のあった者のうちから幹事会の承認を得て本部長が委嘱する。
- 3 相談役は当本部の運営上の重要事項について本部長の諮問に応じ、又、当本部の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役の委嘱期間は、これを委嘱した本部長の任期に従う。

第3章 執行補助機関

(委員会)

第14条 当本部の事業を適切かつ迅速に遂行するため、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 政調委員会
- (3) 財務委員会
- (4) 議会对策委員会
- (5) 選挙対策委員会
- (6) 組織委員会
- (7) 広報委員会

(委員会の職務)

第15条 各委員会は以下の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 総務委員会 運営及び他の委員会が所管しない事項
- (2) 政調委員会 基本政策の企画立案に関する事項
- (3) 財務委員会 財務の確立強化と運営に関する事項
- (4) 議会対策委員会 事業完遂のための議会対策に関する事項
- (5) 選挙対策委員会 選挙対策の樹立と推薦立候補者の審査に関する事項
- (6) 組織委員会 組織の充実強化に関する事項
- (7) 広報委員会 政治・経済情報の入手及び政治活動の広報に関する事項

(委員会の組織)

第16条 委員会に委員長1名、副委員長及び委員若干名を置き、幹事会の議を経て本部長が委嘱する。

(委員会の運営)

第17条 委員長は委員会を招集し、委員会の運営にあたる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を代理する。
- 3 委員会の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

第4章 議 決 機 関

(大会)

第18条 年次大会は当本部の最高議決機関とし、毎年1回、事業年度終了後60日以内に本部長が招集する。

- 2 臨時大会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 監査役が招集を請求したとき。
 - (2) 代議員の3分の1以上又は正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面で招集を請求したとき。
 - (3) 幹事会が必要と認め招集を請求したとき。

3 前項各号の規定により、招集請求による臨時大会は、請求の日から起算して30日以内に開催をしなければならない。

4 大会の招集は、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面で開催日の少なくとも7日前までに代議員に通知しなければならない。

(大会の構成員)

第19条 大会は代議員をもって構成する。

2 代議員は、正会員のうちから選出し、正会員を代表して当本部の大会に出席して議決事項を審議する。

3 代議員の選出基準及び任期等は、別に定める。

(大会の議事)

第20条 大会の議長及び副議長は、その大会に出席した代議員のうちから選出する。

2 大会は代議員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。また、大会開会后、出席者が過半数に達しなくなった場合でも大会は成立しているものとみなす。

3 大会の議事は、出席代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2項の委任に関する規定並びに大会の議事運営については、別に定めることができる。

5 大会の議事に関しては、議事録を作成し、議長並びに議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。

(大会の議決事項及び報告事項)

第21条 大会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 役員を選任及び解任

- (2) 本会大会の代議員選出
- (3) 会則の改正
- (4) その他、会務に関する重要事項

2 大会は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 監査報告
- (3) 活動方針及び収支予算

第5章 事業及び会計年度

(経費)

第22条 当本部の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(事業及び会計年度)

第23条 当本部の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、政治資金規正法に基づき毎年1月1日より12月31日までの会計報告を神奈川県選挙管理委員会に行わなければならない。

(活動方針及び収支予算)

第24条 本部長は、事業年度開始日の40日前までに、次の書類を作成し、当本部幹事会の承認を受け、当該事業年度開始後最初に開催される当本部年次大会において報告しなければならない。

- (1) 活動方針
- (2) 収支予算書

2 本部長は、毎事業年度開始日の30日前までに、前項の承認を受けた書類を会長に提出し、当該事業年度開始の日の前日までに、本会の幹事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算報告)

第25条 本部長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、当本部監査役の監査を経た上で

当本部幹事会の承認を受け、当本部年次大会において報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 監査報告書

2 前項の承認を受けた同項各号に掲げる書類は、毎事業年度の経過後60日以内に、会長へ提出しなければならない。

第6章 支 部

(支部)

第26条 当本部は、会則に定める事項を円滑に推進し、かつ会務運営に係る連絡調整を図るため公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部が設置する支部に支部を置く。

2 支部の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第7章 補 則

(委員の任期)

第27条 委員の任期については第11条の規定を準用する。

(出張費)

第28条 役員及び職員が職務により出張をするときは、その旅費、交通費、宿泊費、食費等はすべてその実費を支給する。

附 則

(施行期日)

この会則は昭和63年11月8日から施行する。

平成 5年	5月19日改正	6月 1日から実施する。
平成 7年	5月16日改正	5月16日から実施する。
平成 8年	5月21日改正	5月21日から実施する。

平成10年	5月28日改正	平成11年	4月 1日から実施する。
平成15年	5月23日改正		12月 1日から実施する。
平成19年	5月18日改正		5月18日から実施する。
平成25年	4月 1日改正		4月 1日から実施する。
平成26年	5月23日改正		5月23日から実施する。
平成27年	5月26日改正		5月26日から実施する。
平成28年	5月26日改正		5月26日から実施する。

会則施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、全日本不動産政治連盟神奈川県本部会則（以下「会則」という）に定めがあるもののほか、会則の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代議員の選出基準等)

第2条 会則第18条第4項に定める代議員の選出基準及び任期は次のとおりとする。

- 1 代議員は各支部において、毎年3月1日現在の正会員数を基準として15名につき1名の割合で選出する。
15名未満については15名とみなし1名を割当てる。
- 2 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 支部長は、代議員の氏名、商号及び所在地を記載した代議員名簿を4月30日までに本部長に提出しなければならない。

(委任)

第3条 会則第19条第4項に定める委任に関する規定は次のとおりとする。

- 1 やむを得ない理由のために、出席ができない代議員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその他の出席代議員を代理人とし、表決を委任することができる。
この場合において書面表決又は表決の委任者は、大会に出席したものとみなす。
- 2 代議員は自らの表決権のほかに、大会に出席ができない他の代議員の表決権を3票まで代理人となることができる。
この場合、4人目以後の委任者があるときは、本部長は委任者に対して他の代議員

への委任又は書面表決を求めるものとする。

- 3 本状に定める委任状は、本部の発行するもののみを有効とする。
代理人を定めていない委任状又は代理人が欠席した場合の委任状等は、大会成立のための定足数とみなすが、表決権の行使はできない。
- 4 委任状、書面表決等は、大会開催日の2日前までに本部長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成15年12月 1日から施行する。

この規則は、平成25年 5月14日から施行する。

この規則は、平成27年 5月12日から施行する。

この規則は、平成29年 3月24日から施行する。

平成29年3月改訂

全日本不動産政治連盟神奈川県本部

〒220-0004

横浜市西区北幸1丁目11番15号 横浜STビル6階

T E L : 045-324-2001

F A X : 045-324-2006
